

第2 振 興 計 画

I 三 重 県 地 域

1 交通通信の確保

紀伊半島三重県地域（以下、「当地域」といいます。）は、交通網の整備が立ち遅れていることから名古屋圏に隣接する県北部地域や関西圏に隣接する伊賀地域に比べ、県内外との交流・連携が遅れている傾向があります。また、当地域は南海トラフ地震や大規模風水害発生時においても甚大な被害が危惧されています。

このような中、当地域における県内外との交流・連携の促進を図るとともに地域の安全・安心な生活を支えるためには、幹線道路網・港湾施設や広域・高速交通ネットワークなどの交通基盤等の整備が必要です。

道路網整備については、県総合計画で重点事業として位置づけるなどして幹線道路等の整備やミッシングリンクの解消に向けた取組を進めています。特に、紀伊半島のミッシングリンクとなっている近畿自動車道紀勢線の未開通区間や未事業化区間においては、南海トラフ地震に伴う津波により、地域の重要な幹線道路である一般国道42号が浸水することが危惧され、とりわけ熊野大泊から新宮間において、一般国道42号の約7割の浸水が想定されていることから、早期に代替性を確保する道路ネットワークの形成が必要です。

県内外との交流・連携を広げ、大規模災害に備えた道路ネットワークの早期整備を図るため、高規格幹線道路及び直轄国道の整備を促進するとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。あわせて、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の計画的な整備を推進します。

また、当地域の振興はもとより自然災害等への備えのため、引き続き近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、一般国道168号、一般国道169号や一般国道309号で形成される紀伊半島アンカールートの整備を和歌山県や奈良県と連携して推進します。本県においては近畿自動車道紀勢線の整備を促進するとともに、一般国道169号や一般国道309号の整備を推進します。

港湾については、効率的・安全に利用できるよう、施設の改良、予防保全的な港湾施設の修繕、更新等を進めます。

公共交通については、人口急減と高齢化の急速な進展が予測されるなか、生活の質の維持・確保、交流や経済活動等を支える手段としての役割が一層増していくことが予測されます。今後は、平成27年3月に策定した三重県総合交通ビジョンに沿って、まちづくりと連携した生活交通の再構築や広域交通ネットワーク機能の向上などに向けたさまざまな施策を展開していきます。

情報通信については、携帯電話等移動通信サービスのエリア整備など、地域間の情報通信格差の解消に向けた取組を進めていきます。

(1) 交通施設の整備

ア 高規格幹線道路網等の整備

名古屋圏、関西圏の都市圏から当地域内への移動を速やかにする近畿自動車道紀勢線について、平成25年度に全線供用開始した紀勢自動車道や熊野尾鷲道路のさまざまな整備効果が現れている中、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）及び熊野道路等の事業化区間の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク解消に向けた取組を進めます。

また、伊勢市と志摩市の連携・交流・連結機能の強化を図る地域高規格道路「伊勢志摩連絡道路」の整備を推進します。

イ 国道・県道等の整備

高規格幹線道路網に接続し、地域と密着した道路として松阪市から紀宝町を経て和歌山県に至る一般国道42号の整備促進を図ります。また、伊勢市と志摩市を結ぶ一般国道42号と一般国道167号、志摩市から志摩半島を周遊し錦峠を経て紀北町を結ぶ一般国道260号の整備を推進します。

当地域の縦貫道路として松阪市と近畿地方を結ぶ一般国道166号、多気町と伊賀市を結ぶ一般国道368号、紀北町から滋賀県に至る一般国道422号の整備を推進します。

東紀州地域の臨海部と近畿地方を結ぶ道路として、熊野市の一般国道169号、一般国道309号、尾鷲市の一般国道425号の整備を推進します。また、半島南部周遊ルートを形成する道路として、尾鷲市から熊野市を経て和歌山県西牟婁郡に至る一般国道311号の整備を推進します。

高規格幹線道路や国道を補完する道路として、近畿自動車道紀勢線のアクセス道路や関連道路等の整備を推進します。

生活や地域の産業を支える道路として、主要地方道鳥羽磯部線等及び一般県道長島港古里線や館町通線等の整備を推進します。

市町道については、地域の円滑な交通が確保できるよう、県の代行制度も活用して、国道、県道との有機的な連携を図りつつ整備を進めます。

交通安全施設等については、引き続き整備を図るとともに、通学路の安全確保に向けて、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく危険箇所対策のほか、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策にも取り組みます。

また、適切な維持管理の推進を図るとともに、点検の推進、長寿命化修繕計画等に基づく修繕等に取り組みます。

さらに、これらの道路のうち、防災機能強化を図るため、大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、ひとたび被害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興支援に資する道路の整備等を、次のとおり推進します。

①半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶための道路となる緊急輸送道路等の整備

一般国道42号、166号、167号、169号、260号、309号、311号、368号、422号、浜島阿児線、伊勢南島線（（都）外宮度会橋線含む）、松阪久居線（（都）松阪公園大口線含む）、大台宮川線、伊勢磯部線、七色峡線、紀宝川瀬線、鳥羽松阪線、伊勢大宮線、度会玉城線、紀勢インター線、鳥羽阿児線、鶴殿熊野線、三木里インター線、多気八太線、玉城南勢線、伊勢小俣松阪線、蓮峡線、矢口浦上里線、阿児磯部鳥羽線、檜原大内山線、（都）尾鷲港新田線

②最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資する道路の整備

伊勢南勢線、伊勢多気線、松阪停車場線、伊勢市停車場線、松阪青山線、南島紀勢線、七色峡線、紀宝川瀬線、鳥羽松阪線、熊野矢ノ川線、合ヶ野松阪線、南島大宮大台線、鳥羽磯部線、大台ヶ原線、松阪一志線、松阪第2環状線、伊勢松阪線、御浜紀和線、賀田港中山線、伊勢二見線、松阪度会線、磯部大王自転車道線、松阪嬉野線、前村野中線、度会大宮線、海山尾鷲港線、宇治山田港伊勢市停車場線、尾鷲港尾鷲停車場線、木本港熊野市停車場線、勢和兄国松阪線、大宮宮川線、佐原勢和松阪線、松阪港線、大淀港斎明線、豊北港小俣線、多気停車場斎明線、田丸停車場斎明線、栃原停車場線、滝原停車場滝原線、阿曾停車場線、伊勢柏崎停車場線、市木停車場線、瑞巖寺庭園線、二木島港線、九鬼港線、宇治山田港線、大杉谷海山線、奥津飯高線、六軒鎌田線、小片野駅部田線、御麻生園豊原線、茅原丹生線、朝柄小片野線、南藤原竹川線、仁田多気停車場線、相鹿瀬大台線、飯南三瀬谷停車場線、新田野原線、東大淀小俣線、村松明野停車場線、館町通線、玉川小俣線、岩出田丸線、度会南勢線、檜山路南張線、川合大宮線、新鹿佐渡線、神川五郷線、小船紀宝線、片野飯高線、打見大台線、三戸紀伊長島停車場線、松阪環状線、辻原西町線、答志桃取線、長尾板屋線、多田ヶ瀬山居線、中津浜浦五ヶ所浦線、高奈上三瀬線、松阪伊勢自転車道線、中井浦九鬼線、熊野川紀和線、土屋原飯高線、（都）尾

鷺港新田線、新大杉谷線

③災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資する道路の整備

一般国道167号、260号、422号、南勢磯部線、浜島阿児線、伊勢大宮線、鳥羽磯部線、御浜北山線、大台ヶ原線、磯部大王線、御浜紀和線、磯部浜島線、南勢浜島線、須賀利港相賀停車場線、安乗港線、波切港線、長島港線、相賀停車場線、阿曾浦港線、長島港古里線、登茂山公園線、大淀東黒部松阪線、伊勢路伊勢線、横輪南勢線、礪浦押淵線、矢口浦上里線、上市木市木停車場線、大湊宮町停車場線、阿児磯部鳥羽線、檜原大内山線、南浦海山線、多田ヶ瀬山居線、中津浜浦五ヶ所浦線、中井浦九鬼線

④異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間のうち迂回路なしの区間の解消等に資する道路の整備

一般国道166号、260号、311号、368号、422号、425号、伊勢南勢線、大台宮川線、七色峡線、熊野矢ノ川線、御浜北山線、御浜紀和線、海山尾鷺港線、飛鳥日浦線、蓮峡線、小船紀宝線

ウ 港湾の整備

当地域は、長大な海岸線と複雑に入り組んだ地形上の特性から、多くの港湾を有しており、地域振興のための基盤としての役割を担っています。

近年の経済情勢により利用状況はほぼ横ばいで推移していることから、現在の施設を適切に維持管理していく方針のもと、水域施設（航路、泊地）、外郭施設（防波堤、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路）の長寿命化計画を策定し、維持修繕を実施します。

また、津松阪港（大口地区）で岸壁改修、宇治山田港（大湊・今一色地区）で護岸改修、長島港（江ノ浦大橋）で橋梁耐震補強を進めます。

さらに、重要港湾である津松阪港と尾鷺港において、大規模地震発生時等の津波から港湾労働者をはじめとする人員を避難させるための避難誘導計画や、大規模地震・津波等の災害による港湾機能への影響を最小限に抑え早期に機能回復するための港湾事業継続計画（港湾BCP）の策定及び見直しを行います。

(2) 地域における公共交通の確保

本県では自家用車への依存が進んでおり、車社会の進展による公共交通の衰退に伴い、交通不便地域、公共交通空白地域が生じていますが、なかでも当地域は特に公共交通の基本的な機能が損なわれつつあります。このような状況のなか、地域に

おける生命線とも言える生活交通の維持・確保、さらには地域住民の円滑な移動の確保が大きな課題の一つとなっています。これらの維持・確保を図ることにより、誰もが生活することの充実や幸せ実感を得ることができ、生きがいを持ちながら定住できる地域になっていきます。

現在、人口減少やモータリゼーションの進展等に伴う利用者の減少により廃止された乗合バスの代替手段や公共交通不便地域における移動手段確保のため、行政はコミュニティバスを運行するほか、利用者の少ない乗合バスの維持等を目的に補助金等による支援などを行っています。今後は、県民、事業者、行政などが相互に情報を共有しながら、適切な役割分担を果たすことにより、地域の実情に応じた移動手段を維持・確保していきます。

また、自家用車の運転に不安が生じる高齢者の増加、特に核家族化による独居高齢者の増加や、環境にやさしい交通体系の構築などの観点では、自家用車への過度な依存状況から、目的や場所・人数、天候など状況に応じて公共交通、自転車、徒歩など、賢く使い分けができる社会への転換を進めます。

さらに、今後本格化する人口減少社会において地域社会の活力を維持していくためには、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動、遊びのための活動、その他さまざまな活動のための移動を容易にすることを通じて、外出機会の増加を図ることが重要と考えます。そのためにも、医療機関、商業施設、文化施設といったまちの機能を集約した拠点間、あるいは拠点と居住エリア間を結ぶ地域公共交通ネットワークの再構築を促進し、利用者のニーズに合致した持続可能な輸送サービスを提供していきます。

(3) 情報通信関連施設の整備

本県では、CATV網の整備を推進してきた結果、ブロードバンド環境は本振興計画対象地域を含めて県内ほぼ全域で整備されました。

しかしながら、携帯電話等の移動通信サービスのエリアについては、人口・世帯が少ない地域の一部で採算性の問題等から整備が進んでいません。

情報通信格差解消のため、整備促進制度を活用し、関係機関と共に基地局の整備を推し進め、安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造を図ります。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 農林水産業の振興

農業は、農産物価格の低迷や農業生産コストの上昇等により農業所得が伸び悩むとともに、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進んでいます。

こうしたことから、「もうかる農業」の実現に向け、食の関連事業者との連携による新たなマーケットの創出や多様な経営体の確保・育成、農業生産基盤の整備、地域の特性を生かした農山村の活性化に取り組みます。

特に、東紀州地域のかんきつ産地の強化と台高山脈の麓に広がる茶産地の活性化に取り組むとともに、平野部、中山間地域において、野菜の生産振興を図ります。また、畜産については中山間地域の肉用牛、酪農、養豚、養鶏、さらに熊野地域の地鶏の振興を図るとともに、稲WCS、飼料米等の地域内飼料の利用を進めます。

林業に関しては、温暖で多雨な気象条件と豊富な森林資源に恵まれ、櫛田川・宮川流域から東紀州地域にかけて、スギ・ヒノキの主産地が形成されています。

しかし、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、林業従事者の減少・高齢化、施業の集約化の遅れ等による経営コストの増大などを理由に、林業の生産活動は長期にわたり低迷しています。その一方で、木質バイオマスのエネルギー利用による木質チップ需要が急速に高まり、林業全体の下支えとなることが期待されています。

こうしたことから、「もうかる林業」の実現に向け、主伐を促進して素材生産量を増大させるとともに、建築用材をはじめ木質チップなど木材の安定供給体制づくりや、新たな木材需要の拡大などに総合的に取り組みます。

また、野生鳥獣による農林水産業の被害が中山間地域を中心に深刻であるため、獣害につよい地域づくりなどを進める「被害対策」、捕獲力強化や森林環境整備などを進める「生息管理」、捕獲した野生獣を未利用資源として活用する「獣肉等の利活用」を3本の柱として、獣害対策に総合的に取り組みます。

水産業に関しては、伊勢湾海域のノリ養殖、船びき網や底びき網等の漁船漁業、鳥羽・志摩海域の真珠養殖、魚介藻類養殖、遠洋・沖合漁業、採貝等の漁船漁業、熊野灘海域の遠洋・沖合漁業、魚類養殖、定置網漁業等が営まれています。漁業就業者の減少や高齢化、漁場環境の悪化や水産資源の減少、魚価の低迷、燃油・飼料価格の高騰、消費者の魚離れなどにより厳しい状況にあります。

こうしたことから、「もうかる水産業」の実現に向け、栽培漁業の推進、資源管理の強化と併せて、複合養殖の推進による魚類養殖の振興、県産水産物の輸出促進

や魚食普及、新規就業者への支援による担い手の確保などに重点的に取り組みます。

また、新たな雇用の創出と若者の定住を促進し、農山漁村の活性化を図るため、豊かな地域資源を活用した新規ビジネスの創出や6次産業化の推進、海女漁業の振興、多面的機能の維持・発揮を図る地域活動への支援などに取り組みます。

ア 「もうかる農業」の展開

平野部の水田地帯においては、麦・大豆・飼料用作物の生産拡大と水田活用作物の高品質・低コスト化栽培技術の導入を進めるとともに、農地中間管理事業の活用により農地の利用集積を促進し、大規模経営体の育成や集落営農の法人化を進めます。また、農業の生産性向上を図るため、大区画ほ場整備事業や農業用水路のパイプライン化、農地の排水条件整備などの生産基盤の整備を進めます。

中山間地域においては、地域の特性を生かした農業の活性化を図るため、野菜、茶、果樹、花き、畜産等の高品質・高付加価値化に取り組むとともに、国内外への販路拡大を進めます。また、農業生産基盤や生活環境基盤の総合的な整備を進めます。

東紀州地域においては、かんきつ産地の強化に向け、輸出の拡大、高品質生産技術の導入及び新品種による新たなブランドづくりに取り組むとともに、地域の風土を生かした特産鶏など地域特産物の生産振興及び観光業など多様な分野との連携による販路拡大を進めます。また、農道等の生産基盤整備を推進します。

農山村の活性化を図るため、千枚田等の農山村景観や伝統料理などの地域資源を生かした交流の促進、6次産業化の推進及び食の関連事業者との連携による新たな商品開発の促進に取り組み、農業を起点とした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていきます。

イ 林業の活性化と森林の総合利用

当地域は、77.3%が森林に覆われ、全国有数の林業地であることから、木材生産、県土保全、水源かん養、保健休養の場など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林の適正な整備を進めます。

林業の活性化を図るため、木材生産量の増大に向けた主伐及び低コスト造林を推進し、持続可能な森林経営への取組を促進します。また、施業の集約化を推進し、基幹的な林道と森林作業道を組み合わせた効率的な路網整備や機械化を促進するとともに、林業担い手の育成・強化及び木材産業の振興、流通加工体制の低コスト化、木質バイオマス原料の安定供給体制の構築を促進します。さらに、木材輸出等の県

産材の新たな需要拡大に取り組み、川上から川下までの取組を一体的に進めます。

また、森林資源を活用した地域振興を図るため、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流、自然体験施設等の整備、森林環境教育等を通して山村と都市との交流を促進します。

ウ 水産業の新しい展開

「もうかる水産業」の実現に向け、効果的な栽培漁業の推進や資源の合理的な利用管理体制の確立による資源管理型漁業を促進し、漁業資源の持続的、効率的利用と海域の高度利用を推進するとともに、新魚種や複合養殖の導入を推進します。また、水産物輸出に意欲のある事業者を支援し、県産水産物の輸出を促進します。

さらに、漁協の合併等により組織及び経営基盤を充実強化し、漁協の主導のもとに漁業の担い手の育成・確保と漁業経営の合理化、安定化を促進し、活力に満ちた経済基盤づくりを進めます。

安全で効率的な水産物供給体制の確立が急務であることから、漁獲・陸揚げ・加工・流通までを一貫とした水産物供給システムと捉え、拠点漁港の衛生管理強化も含めた総合的な整備を進めます。

老朽化した漁港施設の長寿命化を図る計画的な補修・改修に加え、地震津波から漁港や漁村を守る防波堤や岸壁の機能強化を進めるとともに、漁業生産力の増大を図る魚礁や増殖場、海洋の持つ公益的な機能の発揮や漁場環境の回復を図る藻場や汚泥の浚渫を進めます。

漁村の生活環境の改善や漁場環境の保全に資するため、集落排水処理施設の整備や漁業地域の活性化のための基盤づくりに取り組みます。

(2) 商工業の振興

ア 新産業の誘致・育成支援

北部地域においては、松阪市、多気町、伊勢地域に企業集積があるものの、南部地域は地理的条件から企業進出は少なく、当地域全体として産業集積は低い状況にあります。一方で、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路等の供用開始により、地域内の移動、地域外からのアクセス、防災・減災機能などが改善し、当地域の事業環境が向上しつつあります。

これを契機に、当地域の市町、金融機関、県等が連携して、総合的な産業振興支援を進めることにより、ものづくり産業をはじめサービス業も含めた多様な産業の誘致・育成を促進します。

イ 地場産業の振興

地場産業は、地域の雇用を確保し、地域社会の持続的な形成及び維持に重要な役割を果たしており、今後も経済的社会的環境の変化に対応して、経済の持続的な発展に寄与していくことが求められています。

このため、特に中南勢、東紀州地域においては、豊かな農林水産資源をはじめ歴史・文化資源に育まれた地域の特徴を踏まえ、ソフト部分の要素を加味した産業振興を図るとともに、脈々と受け継がれてきた伝統工芸品などの地域産業資源を活用した付加価値の高い商品の開発や販路開拓、後継者の確保と技術の伝承・向上への取組を支援します。

ウ 新しいまちづくりによる商業の活性化

消費の多様化、モータリゼーションの進展により、市街地郊外に展開する大型店舗を利用する生活スタイルが一般的になる一方、高齢化による交通弱者の増加、広域化した市街地における社会機能の効率低下などの問題から、コンパクトシティの概念を取り入れた新しいまちづくりが必要になっています。競争力を失った商店街では、後継者不足やコスト削減にかかる人員削減により、ネットワーク機能が低下しており、共同事業の減少、空き店舗の増加など、その影響は市街地全体に及んでいます。

これらの状況を改善するために、中心市街地に行政、商業、文化などの生活インフラを集中し、住民の利便性の高いまちづくりを行うにあたり、商店街の再生支援を行っていきます。また、インフラ整備には長期にわたる調整と莫大な費用が必要となることから、短期的な交通弱者対策として、高齢化・過疎化の進む地域コミュニティにおける商業者ネットワーク機能を活用した宅配システムや生活支援システムなど、顧客の視点に立った商業振興施策を推進していきます。

(3) 観光の開発

当地域は、伊勢志摩国立公園や吉野熊野国立公園をはじめとする自然資源や、伊勢神宮、齋宮、熊野古道伊勢路といった歴史・文化資源等の優れた観光資源を有しています。その保全、活用を図りつつ、この地域が魅力ある観光地として選ばれ、観光産業が地域経済をけん引する産業の一つとなるよう取り組んでいきます。

そのため、「みえの観光振興に関する条例」および「三重県観光振興基本計画」に基づき、魅力ある観光地の形成及び人材の育成、国内外に対する観光宣伝活動の実施など、観光振興の取り組みを総合的かつ計画的に推進します。さらに、平成28

年5月26日、27日に日本で開催される主要国首脳会議（サミット）の開催地が三重県伊勢志摩地域に決定された好機を生かし、国際観光地としてのレベルアップを図るとともに、サミットを一過性のものとせず、国内外の方々が何度も訪れたい定番の観光地へと定着を図ります。

観光産業の育成、観光の多様性に着目した観光資源の掘り起し、「地域ブランドづくり」、「地域ストーリーづくり」等を進めるとともに、地域内観光関連事業者が有するポテンシャルを生かし、稼ぐ力を引出す取組へとシフトさせます。また、農商工業者等と連携した地域産品の積極的活用など「みえの食の産業振興ビジョン」関連の施策等と連携し、地域内の連携を深める好循環を築く取組を進めます。

また、平成24年4月から3年間実施の三重県観光キャンペーンの取組により得られたデータ等を活用し、マーケティングに基づく戦略策定を行うとともに、プロモーション事業をはじめ、すべての事業で可能な限り数値化による「成果の見える化」を図り、「観光の産業化」の視点から取組の成果や課題を整理します。また、それらに関係者にフィードバックし、改善につなげるプロセスを構築するなど、マネジメント等による「観光地経営の視点」に立った取組を展開します。

さらに、地域が主体となってマネジメントを行う観光地づくりの中心となる組織・機能として「日本版DMO」構築に向けた基盤づくりの取組を進めます。

国内外からの観光客の多様なニーズに応えられる人材の育成や確保、マーケティング、マネジメントを重視した観光地経営を進めることができる専門人材の育成も視野に入れ検討を進めます。

海外誘客に関しては、アジアの観光客に加え、欧米諸国、富裕層の観光客誘致のため、旅行博でのPR、欧米諸国ガイドブックの取材受入、エージェントへのセールスやゴルフツーリズム等に取り組むとともに、リピーターとして自律的増加につなげるため、体験型・交流型プログラムや観光商品の提供、外国人受入体制（消費税免税店開設準備、外国語表記等改善、公衆無線LAN）の整備を行うことで、日本一外国人にやさしい旅行環境の整備を進めます。

また、サミット開催をMICE誘致の千載一遇のチャンスと捉え、三重県に適したMICE開催モデルの分析を進め、MICE誘致・開催促進を図ります。

また、三重県版バリアフリー観光を普及し、県内におけるバリアフリー観光の受入環境の充実等、障がい者や高齢者でも安心して訪問できる観光地づくりを進め、新たな需要喚起等を進めます。

3 就業の促進

人口減少社会対策として、県外在住の方の県内企業への就職を促進するとともに、若年者の安定した経済基盤の確立に向け、県内企業への就職、定着を支援します。

また、企業、関係機関、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のあるすべての人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いている状況をめざします。

(1) 就業促進対策

ア U・Iターンの就職促進

県内高校の卒業生で、県外の大学へ進学している学生をはじめとした、U・Iターン就職の促進のため、「ええとこやんか三重移住相談センター」において、働く場の情報提供も含めた相談をワンストップで行うとともに、首都圏や関西圏等で就職相談セミナー等を開催するなど、U・Iターン希望者に密接な情報提供、就職相談を行う体制づくりを進めます。

イ 若者の雇用対策及び県内定着支援

国等の関係機関と連携し、「おしごと広場みえ」において、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と県内中小企業との一層のマッチングを図ります。

ウ 多様な働き手の確保

障がい者の雇用について、障がい者の就労を支援している関係機関との連携を強化し、障がい者が働く環境整備について企業への働きかけを進めるとともに、障がい者の態様に応じた職業能力開発を行うことにより、障がい者雇用を促進します。

また、仕事と子育て等との両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの取組を進め、女性が活躍できる環境整備に努めます。

4 水資源の開発及び利用

水は限られた貴重な資源であり、県民の生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。地域住民が安全で安心な水資源をいつでも安定的に利用できるよう取り組みます。

(1) 水資源確保対策

当地域は、水資源には比較的恵まれており、現時点で新たな水源開発用ダムなどの計画はないものの、近年の気候変動により、安定的な水供給への影響が懸念されています。このため、今後の水需要の動向も見極めながら、河川の維持流量の確保にも配慮しつつ、他用途水の有効利用、隣接する地域からの導水等による対応などについて、必要に応じて検討します。

(2) 水資源の利用

水道用水について、上水道及び簡易水道の再編成を進めながら、水道整備を広域的かつ計画的に推進します。

また、水道用水、工業用水の施設の老朽劣化対策及び耐震化を推進し、水の安定供給をめざします。

5 生活環境の整備

国民の生活様式が変化し、その価値観やニーズが多様化、高度化しているなかにあつて、当地域では、地形上の制約等のため下水道の整備の遅れが生じており、また廃棄物処理施設において安定的に処理できる体制づくりが必要となっています。

このため、快適で魅力ある地域社会を形成し、地域住民が健康で豊かな生活が営めるよう、下水道、公園等の居住環境の整備を進め、生活基盤の充実を図るとともに、地域安全対策等の充実を図り、安全でゆとりのある生活環境の形成を促進していきます。

地域の人口減少や高齢化が進むなか、集落支援の維持が困難になる集落が増え地域の活力の低下や、住民の日常生活に欠かせない身近なサービスが失われつつあることから、地域住民に持続的に生活サービスを提供し、集落機能の維持を図るための支援が必要となっています。

(1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

下水道等の整備については、衛生的、文化的な居住環境を確保し、公共用水域の水質保全、水環境の創出を図るため、流域下水道の整備を推進し、市町村が整備する公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を促進します。

また、浸水被害の頻発地域において、重点的に公共下水道等の整備を促進します。

特に、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、耐震対策、津波対策及び長寿命化計画に基づく改築・更新を進めます。宮川流域下水道（宮川処理区）においては、流域幹線の延伸、計画的・効率的な処理施設の整備、耐震対策、津波対策及び長寿命化計画に基づく改築・更新を進めます。

さらに、宮川流域下水道（宮川処理区）においては、災害時における下水道機能の継続・早期回復のため下水道業務継続計画（下水道BCP）を策定します。

ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場等の廃棄物処理施設については、広域的な連携を念頭に置きながら整備を促進します。

(2) 公園等の整備の推進

豊かでゆとりのある都市基盤の整備を図るうえで、都市公園は、快適環境の形成、都市の安全、利便性の基本的要素となるものであるから、街区公園、地区公園等の身近な公園から、地域の拠点となる熊野灘臨海公園等の大規模公園まで計画的に整備や施設更新を図ります。

(3) 住宅関連対策

人口の減少が著しく、過疎化、高齢化が進行する当地域においては、南海トラフ地震等による災害に対する備えなどが重要となっています。

このため、耐震化やバリアフリー化など既存住宅を有効に活用することにより、高齢者世帯等が安全で安心して住み続けられる住まいづくりを推進していきます。

(4) 生活サービスの持続的な提供

ア 生活サービスの維持

地域の人口減少や高齢化が進むなか、日常生活に必要な買い物をする場や医療を受ける場等、住民の日常生活に欠かせない身近なサービスが失われつつあることから、生活サービスを維持するための取組が求められています。

地域インフラとして、商店街は重要な役割を担うことから、商店街等が行う、販売力向上につながる取組や新規事業者を育成する取組、商店街等が地域住民等と連

携して行う地域及び商店街の活性化に資する取組に対し支援を行っていきます。

また、買物弱者対策として、県内事業者の取組を把握するとともに、県内事例の紹介や相談業務を行います。

交通面では、まちの機能を集約した拠点間、あるいは拠点と居住エリア間を結ぶ地域公共交通ネットワークの再構築を促進することで、利用者のニーズに合致した持続可能な輸送サービスを提供していきます。

イ 集落の維持・活性化と移住の促進

過疎・高齢化が進む当地域では、若者の流出等により、集落機能の維持が困難となっている地域が増加しています。

集落の維持・活性化を図るため、大学等と連携し市町の主体的な取組を支援し、市町が中心となった将来の集落ネットワーク圏形成を推進する基盤をつくります。

また、集落の維持のためには、地域内のみならず、地域おこし協力隊制度を活用して、都市部の若者を受け入れるなど、当地域への移住者を増やす取組が求められます。そして、移住希望者を当地域へ呼び込むためには、そのニーズに的確に対応するとともに、情報発信及び相談体制の強化等が必要となります。

本県では、東京の「ええとこやんか三重移住相談センター」において、きめ細やかな相談や情報発信を行うとともに、三重県移住交流ポータルサイト「ええとこやんか三重」を運営し、地域の魅力やライフスタイルを全国に広く発信していきます。

さらに、「空き家バンク」制度の運用や「移住体験ツアー」の実施など、各市町が行う移住者の受け入れ体制の整備を支援します。

6 医療の確保等

当地域は、医師や看護職員が不足している状況にあることから、大学や他県との広域的な連携や関係機関との連携を進め、地域住民が健康で安心した生活を送れるよう、適切なサービスを楽しむ体制づくりの推進に努めます。

(1) 医療の確保を図るための対策

修学資金貸与制度の活用等により医師や看護職員の確保に努めるとともに、代診医の派遣等によるへき地診療所への支援を図ります。

また、三重県地域医療支援センターにおいて、「三重専門医研修プログラム」の

活用による若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行うことで、当地域の医師不足解消に取り組みます。

さらに、三重県ドクターヘリだけでなく和歌山県ドクターヘリを活用するなど、他地域、他県との広域的な連携を進めることにより医療資源の効率的な活用を図るとともに、当地域における地域医療構想をもとに大学病院と中核的病院、へき地診療所と地域の中核的病院、保健所や福祉事務所と医療機関など関係機関間の連携を図ることで、地域住民に対する包括的な保健・医療を提供する体制の整備を進めます。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

当地域では、高齢化率が県平均を上回っている一方で、出生率は県平均を下回っている状況にあります。

そのため、福祉、医療、教育、労働など様々な分野と連携を図り、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりの推進等を図り、誰もが住みよいまちづくりを進めていきます。

(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

県南部に位置する当地域は、北部に比べて高齢化率や高齢夫婦・一人暮らしの高齢者世帯の割合が非常に高い状況にあります。

2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になるため要介護認定者の増加が推測され、認知症高齢者の増加も懸念されます。

そこで、これらの課題を解決するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括支援システムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。

具体的には、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町を支援し、広域的な観点から必要な在宅・施設のサービス基盤整備の充実に努めるとともに、高齢者の社会参加、生きがいつくりや健康づくりを促進するため、社会福祉協議会や老人クラブ等の活動を支援します。

また、認知症への理解を深め、初期の段階から適切に対応していくため、認知症疾患医療センターの充実や医療・介護の連携を進めるとともに、認知症サポーター

や認知症コールセンター事業など認知症の人や家族を地域で支える支援体制の構築を図ります。

(2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

核家族化や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化や地域社会におけるつながりの希薄化など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、少子化の進行に伴い、子育て家庭支援に向けた一層の取組の必要があります。そのため、少子化対策の一環として、特定教育・保育施設や地域型保育、放課後児童クラブの設置促進など、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進めます。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、障がい者の就労支援、スポーツ・文化活動への参加機会の拡充などの取組を進めます。また、障がい者の地域生活支援を途切れなく行うため、福祉、医療、教育、労働などのさまざまな分野と連携した施策を推進します。

また、巡回療育相談、訪問審査等の計画的な実施、訪問入浴、訪問給食等のサービスの実施により、在宅保健福祉の推進にも努めます。

そのほか、福祉マンパワーの充実を図るため、福祉ボランティア活動の促進を図ります。

8 教育及び文化の振興

地域の将来を担う人材の育成を進めるため、進行する少子化などの社会状況の変化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図る機会と捉え、県立高等学校再編活性化計画を推進するとともに、ITの活用等により、生徒にとって魅力のある教育環境を整備します。

また、多様化、高度化した県民の学習ニーズに対応するため、だれでも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学ぶことができる、生涯学習情報の提供や三重県図書館情報ネットワークを充実強化し、公共サービスの享受の機会を拡大します。

一方、現代社会では、ゆとりと豊かさが実感できる文化を振興することが求められています。当地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、国史跡齋宮跡などの歴史的遺産や丸山千枚田などの文化的景観を有しています。これらの歴史的・文化的資産を

保存・活用しながら、自然保護に配慮しつつ、魅力あふれる地域文化の振興を図っていきます。

(1) 地域振興に資する多様な人材の育成

子どもたちが地域の良さを理解し、誇りを持って語るができる力を身につけられるよう、教材の開発とその活用・実践を推進します。また地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、地域と連携した郷土教育や、博物館や図書館などの社会施設等を活用した郷土教育を推進します。

また、生徒が地域でボランティア活動やインターンシップを行ったり、地域の人材が学校の授業に参画したりするなど地域と連携した取組を進めることにより、地域に愛着と誇りを持った人材の育成につなげます。

若い頃から地域の魅力を学習し地域への愛着を培うことが、一度地域を離れても将来また地域に戻り地域を担う人材を育成することにつながるとの視点から、学生の地域学習事業の推進に取り組みます。自分の暮らす地域の課題、魅力、資源等を学び深く理解する経験を通し、地域への関心・愛着を造成する機会とします。

さらに、大学と連携し、地域おこし協力隊や市町職員等、地域づくりに関わる多様な人材を育成するとともに、地域人材同士がつながり学び合う場づくりに取り組みます。

(2) 教育・文化施設等の整備

生徒一人ひとりが希望や高い志を持っていきいきと学び、地域から信頼される学校づくりを一層推進するため、国の教育改革の動向も踏まえながら、県立高等学校活性化計画を推進し、地域や各高等学校の特色を生かした活性化の取組を進めます。加えて、地域社会と連携した協議会を活用しながら、地域の高等学校のあるべき姿を検討し、学校・学科の適正規模化・適正配置に取り組みます。

定時制及び通信制高等学校については、3年修学制の拡充など多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた教育環境の充実に努めるとともに、生徒のキャリア発達を支援する教育活動の充実に図り、若者の社会的自立を支援します。

また、教育の情報化に向け、1人1台の情報端末、電子黒板や無線LAN環境の整備等、教育環境のIT化を進め、児童生徒の学力の向上や教職員も含めた情報活用能力を高めていきます。

文化面では、総合博物館MieMuにおいて、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について、県民・利用者の皆さんとともに総合力を発揮して探求し、保全・継承し、

広くその意義を伝えます。

また、生涯学習センターの情報提供システムの運営を行うほか、家庭などあらゆる場所から県内の図書館情報を入手することができるよう、県内の図書館や大学を結ぶ三重県図書館情報ネットワーク「MILAI」を拡充し、県民の生涯学習の推進を図ります。

スポーツ面では、いつでも、どこでも、気軽にそれぞれの興味・目的、年齢や体力などに応じて主体的・継続的にスポーツに親しむことができる、総合型地域スポーツクラブの育成を支援するとともに、県民ニーズに応じた県営スポーツ施設の管理運営、県立学校の体育施設の開放を推進します。

(3) 地域文化の振興

地域文化振興の基礎となる当地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、人々との関わりの中で培われた「紀伊山地の霊場と参詣道」は、その歴史的資産と文化的景観が高く評価され、平成16年7月に世界遺産に登録されており、人類のかけがえのない共通の財産として、大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。

熊野古道は、伊勢神宮と熊野三山を結ぶ古道として、周辺環境と一体となった保全と活用を図ります。また、熊野古道を貴重な教育資源と捉え、こどもたちが古道を歩き、その歴史や文化などを調べる体験的な学習の機会を設けることなどにより、当地域に対する理解を深め、地域の文化を継承していこうとする資質を養います。

さらに、地域における人々の生活・生業及び風土により形成された丸山千枚田や、赤木城跡及び田平子峠刑場跡などの史跡についても保存・活用に努めます。

一方、当地域には、伊勢神宮や古代律令制時代の斎王制度を裏付ける日本有数の規模を誇る国史跡斎宮跡などの歴史的遺産を有しており、これらを保護・継承していくとともに、史跡整備を促進し、特色ある歴史・文化の全国発信を進めていきます。

9 地域間交流の促進

近年、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた「地方」の魅力が再評価され始めています。これまで、当地域は、地理的な条件に恵まれないことから、都市基盤整備が進まず、マイナス面がクローズアップされてきましたが、これからは当地域のもつ

地域資源が、「心豊かな社会の実現」にとって大きな財産となります。

優れた自然環境、美しい景観、地域文化、伝統芸能、地場産業等の資源を活かして、国内外を問わず、他地域に居住する人を誘引し、地域間で交流を行うことは地域活性化を図るうえで重要であり、地域の自主的な取り組みを支援し、地域外との交流促進を図ります。

(1) 地域間交流の促進のための方策

ア 国内における地域間交流

伊勢平野、大台ヶ原や熊野灘沿岸に残る、自然資源、歴史的・文化的資源を媒体として、イベント行事等も活用しながら、当地域の良さ、豊かさを体験してもらい地域間交流を進めます。また、伝統芸能、地場産業、地域文化などの無形資源においても、地域住民自身がその価値を再認識し、継承に努めるとともに、地域外への情報発信を行い、外部からの交流人口の増加を促進します。

さらに、東紀州地域における熊野古道を生かした地域づくりや、大台ヶ原から伊勢湾に流れ込む宮川における流域圏づくりなど、住民、NPO、企業、市町村などさまざまな地域の主体が協働して実施する、地域主導の魅力ある地域づくりに対する支援を強化します。

イ 国外との地域間交流

中部国際空港が開港10周年を迎え、そのアクセスも整備され、世界と当地域との距離は縮まり、国外の人々にも当地域をアピールできる条件が整いつつあります。

伊勢志摩地域は、伊勢神宮をはじめ、風光明媚なリアス式海岸、発祥の地である真珠養殖、豊富な海産物等、従来から外国人客を誘致する観光資源が豊富に存在します。そのために、国外から訪れる人が快適に滞在することができるよう、通訳の養成や、外国語併記標識等の整備をすすめるとともに、観光情報の提供システムの強化を行います。

また、伊勢地域のコンベンション施設である県営サンアリーナや鳥羽志摩地域のホテルに併設されたホール等を活用して、国際会議、全国会議、スポーツイベントや産業、文化、学術研究等の多彩な会合を通じた交流・連携を促進します。

2016年には、当地域で主要国首脳会議（サミット）が開催されることが決定しました。当地域の魅力为全国及び世界に発信する絶好の機会と捉え、国内外との交流を促進するために、積極的な情報発信に努めます。

世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は、この地域の雄大な海

・山・川と、そこに精神性を求めた人々の心が独特の文化的景観を生み出し、特徴ある文化遺産として異彩を放っており、まさに世界に誇れる日本固有の文化資源として、地域の魅力を最大限に伝える情報発信を行ないます。

1 0 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

当地域は、急峻な地形が多く、全国的にも有数の多雨地域であるほか、台風の常襲地域であるため、これまでも台風や豪雨等による浸水被害や土砂災害発生危険性が高い地域として知られていましたが、近年の気候変動に伴い、風水害が局地化・集中化・激甚化する傾向にあり、さらにその危険性は高まりつつあります。

平成23年9月の紀伊半島大水害では、河川氾濫による大規模な浸水や、多数のがけ崩れ、土石流による家屋倒壊などの深刻な被害が発生し、多くの人命が失われました。

また、近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震が発生した場合、当地域は、震度6を超える大きな揺れに襲われるだけでなく、短時間で巨大な津波が到達し、広域にわたって甚大な被害が生じることが想定されています。

このような大規模自然災害にこの地域が備えるためには、限られた財源の中で、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組みつつ、津波避難対策などの防災・減災体制を強化して被害の最小化を図るなど、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を講じていく必要があります。

(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

大型化する台風、各地で頻発する局地的豪雨等による被害や南海トラフ地震等の大規模地震による被害を最小限に抑えるため、「三重県地域防災計画（風水害等対策編及び地震・津波対策編）」に基づく施設整備等に取り組んでいきます。

河川整備については、浸水被害から地域住民の安全・安心な生活を守るために、緊急性・重要度・効率性の観点から優先度を定め、三渡川、百々川、五十鈴川、桧尻川、大内山川、志原川において河川堤防や護岸の整備を推進し、三渡川、百々川、五十鈴川、志原川において河川横断構造物の改築を推進します。また、加茂川流域の治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダム建設事業を推進します。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、宮川や銚子川等において河川の堆積土砂撤去を推進します。地震・津波対策として、金剛川、百々川、笹笛川、大堀川、江川、前川、市木川、神内川において河口部の大型水門や排水機場の耐震対

策を推進します。

これらのハード対策とあわせて、洪水時における地域住民の迅速な避難に資するため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進めるとともに、出水時における水位情報の確実な情報発信を行うなどのソフト対策を推進します。

土砂災害対策については、がけ崩れによる被害を防止する擁壁、法枠等の施設整備を森家野地区、中村地区（松阪市）、天ヶ瀬地区（大台町）、阿曾浦1地区、迫間浦5地区、神前浦1地区、田曾浦南地区（南伊勢町）、浅ヶ谷2地区（大紀町）、中井浦第2地区、宮ノ上地区、九鬼2地区（尾鷲市）、長島地区、西町地区、引本浦第一地区（紀北町）、二木島相川小向地区、甫母地区、馬留地区、帯阻2地区、二木島東西地区、磯崎野口地区（熊野市）、阿田和地区（御浜町）、上地3地区、鮎田西1地区（紀宝町）等において推進し、土石流による被害を防止する砂防えん堤の整備を恋ヶ谷、山室-2（松阪市）、島谷川（大台町）、中の谷川（伊勢市）、小平谷、佐田谷川、流し谷、武士谷（大紀町）、宮谷（鳥羽市）、向山谷川（尾鷲市）、オカ谷、楠木谷、寺の谷（紀北町）、評議川、雨東谷、奥西谷、上大長田谷、桑谷川（熊野市）、大和田川、里地谷（紀宝町）等において推進します。また、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査について平成31年度完了を目指すとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。

また、急峻な地形及び断層による脆弱な地質構造の地理的要因に加え、毎年のように台風や集中豪雨に見舞われ山地災害が発生していることから、山地災害対策として、これらの荒廃山地の復旧を図るとともに、山地災害危険地の整備を行い、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全します。

さらに、中長期的には保安林の持つ公益的機能の維持増進に主眼を置き、荒廃が進む森林の整備を重点的に行うとともに、森林の機能のみでは維持できない荒廃地等について、治山施設により補完します。

海岸保全対策としては、高潮や高波による被害を軽減するため、有馬地区海岸、阿田和地区海岸において堤防の新設、宇治山田港海岸、鳥羽港海岸、鵜方浦地区海岸において嵩上げ等の改良、布施田地区海岸、相賀浦地区海岸、井田地区海岸において突堤や沖合施設の整備を推進します。

また、大規模地震・津波からの被害軽減を図るため、的矢港海岸、南張地区海岸、長島港海岸において耐震対策や補強対策を進めるとともに、津波発生時の防潮扉閉鎖作業の安全性を高めるために、廃止や常時閉鎖を進め、廃止や常時閉鎖が困難な

大型防潮扉について動力化や遠隔操作化を推進します。

なお、河川・海岸・土砂災害防止施設等において、「長寿命化計画」を策定し、計画的な修繕・更新を進めます。

(2) 防災体制の強化

本県における風水害及び地震・津波に対する防災体制については、主に「三重県地域防災計画（風水害等対策編及び地震・津波対策編）」に基づく運用を図っています。

過疎・高齢化の進む半島地域において防災対策上の課題とされているのが、風水害と地震の両方において発生が懸念される「土砂災害対策」や「孤立対策」、地震・津波災害に伴う「家屋の揺れ対策」や「津波避難対策」などであることから、これらを見据えた「公助」の視点と「共助」及び「自助」の視点双方からの防災体制の強化を進めることとしています。

「公助」の観点からは、県や市町の災害対策本部機能や体制などを強化する取組を進めるほか、市町の避難対策や孤立対策等に関する施設や機材の整備促進を図ります。さらに、台風など、発生から発災までの時間的余裕がある風水害に対応するため、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を進めます。

「共助」及び「自助」の観点からは、地域防災の核となる「消防団」と「自主防災組織」の組織力向上を図りつつ、両組織の連携を強化して地域の防災力を底上げするための取組を進めるほか、これら組織や「みえ防災・減災センター」で育成した防災人材の協力を得ながら、「津波避難に関する三重県モデル」を活用した個人や地域の津波避難計画の策定や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づくマニュアル整備を促進します。また、“揺れ”から命を守り、津波避難対策の前提ともなる家屋の耐震化や家具固定を促進するための支援に取り組むとともに、孤立等に備えた個人備蓄などの「自助」の取組を促進します。

1 1 自然環境の保全と活用

当地域は、国立・国定公園などの自然公園や天然記念物などの多くの優れた自然環境に恵まれており、これらは、自然とのふれあいを求める人々に安らぎを与えるとともに、われわれ人類の共通財産であることから、その保全及び地域活性化施策の貴重な資源としての活用を図っていきます。

また、地域住民の安全な生活と生産活動を確保するため、災害の防止等、国土の保全に努めていきます。

(1) 環境の保全と活用

三重県環境基本条例や三重県文化財保護条例等に基づいて、各種施策を総合的かつ計画的に推進することにより、当地域における森林、農地、水辺等の多様な自然環境及び天然記念物、希少野生動植物について、積極的な保全と適正な活用を図ります。

さらに、当地域における閉鎖性水域である内湾の富栄養化を防止するため、生活排水処理施設の整備等により内湾の環境保全を進めます。